

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

昨年12月、「全国部落調査」復刻版裁判で、「差別されない権利」を認めた判決が確定した。一方で、インターネット上では未だに他人の出自を暴き、晒す卑劣なアウティング行為や、被差別部落に対してネガティブな印象を与える動画や画像が野放しにされ、当事者は思い悩み、苦しんでいる。そうしたネット空間で繰り広げられる差別事象に対しては、かつてのように「差別糾弾闘争」をもって解決する機会は減少している。

差別事象に対する闘いの手段は、したがってネット上のルール作りや法制定として展開せざるをえない。運営の透明化を求めた「情報流通プラットフォーム対処法」が4月1日に施工された。大手事業者に対し、削除要請窓口の明確化や知識経験を有する専門員の配置、削除要請者への削除認否理由の通知の義務付け、権利侵害情報への対応の迅速化や削除基準の公表などが盛り込まれている。今後は入り口で遮断する方法や、被害者を救済する法整備の実現が重要となってくる。

市内においても現業職員に対する差別発言や、差別張り紙が相次いで起きている。市民の差別意識をなくすため、「部落差別解消推進法」を具体化した条例の制定を京都市に対して強く求めなければならない。

狭山再審闘争では、第三次再審請求で弁護団から278点にも及ぶ新証拠の提出、60回を超える三者協議、また、昨年10月には共に闘ってきた袴田巖さんに再審無罪判決が出され、再審法改正の議論がすすみ、「次は狭山」との機運が高まり大詰めを迎えていた。そうした中、3月11日、石川一雄さんは思い半ば86歳で亡くなった。妻の早智子さんが遺志を受け継ぎ第4次再審闘争として継続することとなった。狭山事件が権力保持と治安を目的として部落差別を利用した国家犯罪であることをこの機に再度確認し、石川一雄さんの無念の思いを受け継ぎ真実と正義のため必ず再審無罪判決を勝ち取ろう。

世界各地で続く武力による紛争や、環境破壊など人類にとっての未来が危うく、子どもたちにとっても困難な時代だからこそ、人間解放としての部落解放運動は切実に求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して闘うことを確認し、ここに決議する。

2025年5月20日

2025年部落解放同盟京都市協議会定期総会